

大阪市立義務教育学校生野未来学園 PTA 規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は大阪市立義務教育学校生野未来学園 PTA という。
この会は事務所を大阪市立義務教育学校生野未来学園に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童・生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
1. 教育水準を高めるために会員の成人教育を盛んにする。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童・生徒を保護善導する。
 3. 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。
 4. 学校に対する公費の確保に協力する。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として目的を達成するため次の方針に従って活動する。
1. 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推せんしない。
 4. この会は自主独立のものであって、他の団体から支配統制または干渉を受けない。
 5. 学校の教育方針および人事ならびに管理には干渉しない。
 6. （会員の個人情報について）本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、入会の意思を表示した本校児童・生徒の保護者および本校教職員をもって構成する。また、この会の主旨に賛同するもので実行委員会の承認を得たものも会員となることができる。

第6条 入会の申込みは、入学時および転入時に行う。会員の種類についても申込時に確認することとする。退会については、通常は本校を卒業および転出した時点とするが、会員が希望した際には所定の退会届をPTA会長に提出することで成立する。

第7条 会員は、いつでも会員の種類を変更することができる。ただし変更する際は、所定の変更届をPTA会長に提出しなければならない。

第8条 会員は規約ならびに機関の決定事項を守り、会の目的達成に務めなければならない。

第9条 会員は目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なボランティアとして活動する。

第10条 会員の種類と未加入家庭の内容については下記の通りとする。

1. マネージメント会員

- ・ 会費を納める義務を有する。
- ・ 役員や各委員会に所属し、子どもたちのための活動を行う。
- ・ PTA活動中に負傷した場合、みおつくし保険使用可能。
- ・ PTAクラブチームへの所属が可能。
- ・ PTA行事の際は、マネージメント会員特典あり。

2. マネージメント免除会員

- ・ 会費を納める義務を有する。
- ・ PTA活動に参加の意思があり「生野未来学園PTA規約第14章、第50条・第51条」に該当する保護者。
- ・ 役員、委員会への所属や子どもたちのための活動について、基本的に免除される。可能な範囲で参加することもできる。
- ・ PTA活動中に負傷した場合、みおつくし保険使用可能。

3. サポート会員

- ・ 会費を納める義務を有する。
- ・ 役員、委員会への所属や子どもたちのための活動は行わない。
- ・ PTA活動中に負傷した場合、みおつくし保険使用可能。

4. 未加入家庭

- ・ PTA会費なし。
- ・ 役員、委員会への所属や子どもたちのための活動は行わない。

- ・ 未加入家庭の児童生徒や保護者が PTA イベントに参加する場合、参加費や保険料などの実費が発生する。

第 5 章 会費

- 第 11 条 この会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。
- 第 12 条 会費は会員の負担を軽くするため、適正金額として剰余金をふくめ毎年検証を行うこととする。
- 第 13 条 この会の会費は 1 学期毎 1,000 円とし、年間 3,000 円である。
- 第 14 条 会費は 1 年間分を 8 月に一括納入とする。
- 第 15 条 会員からの申し出により PTA 会長および学園長が必要と認めた場合は、会費の減額や免除が行われる。

第 6 章 会計

- 第 16 条 この会の経費は会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。
- 第 17 条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 18 条 この会の資産はすべて第 2 章にあげた目的以外のために支出又は使用してはならない。
- 第 19 条 この会の会計は会計監査をうけ、会員に報告されなければならない。
- 第 20 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 役員とその選挙

- 第 21 条 この会の役員は次のとおりである。
1. (1) 会長 1 名 保護者
(2) 会長補佐 1 名 保護者
(3) エリア副会長 複数名 保護者（各地区）
(4) 書記 1～2 名 保護者
(5) 会計 1～2 名 保護者
(6) 顧問 1 名
 2. 役員は男女いずれか一方に偏してはならない。
 3. 役員は他の役員または会計監査を兼ねることができない。
- 第 22 条 任期は 2 年とし、原則として連続 3 年を越えないものとする。
但し、本人の意思がある場合、会員に承認されることで継続できる。
- 第 23 条 役員選挙および就任は次の通り行われる。（指名委員会を立ち上げる場合）

1. 役員候補者指名委員会(以下指名委員会という)を次の方法によってつくる。
 - イ 各学級の中から互選により 1 名の指名委員を選出する。
複数以上の児童が在学中でほかの学年から選出される場合は、下級学年側から委員となり、上級学年側は次点者が繰り上がる。
 - ロ 教職員の中から 2 名の指名委員を選出する。
 - ハ 実行委員の中から互選により 1 名の指名委員を選出する。
 - ニ 指名委員会は 3 月 15 日までにつくる。
2. 指名委員は役員および会計監査の候補者にならない。
3. 指名委員会は各役員別に定数の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも 1 週間以前に全会員に知らせる。
4. 一般会員からも候補者を指名することができるが、少なくとも役員選出の 4 日前までに指名委員会に候補者を届け出なければならない。
5. 候補者の指名は、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
6. 役員は前年度の最終の総会において、会員の信任を得て選出される。第 24 条の 4 による対立候補のある場合は、出席者の無記名投票により、多数決で選出される。
7. 役員は 5 月 1 日より就任することを原則とする。

第 24 条 会長に欠員を生じた時は会長補佐が昇格する。任期は前任者の残留期間とする。

第 25 条 会長以外の役員に欠員を生じた時は実行委員会がこれを補充する。
任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 役員の資格とその任務

第 26 条 この会の目的ならびに方針について十分な理解をもっている会員で公選による。公職でない者は、第 7 章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第 27 条 会長は次の職務を行う。

1. 会務を総括し会を代表する。
2. 他の役員および学園長の意見を聞き、常置委員を委嘱する。
3. 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員長および委員を委嘱する。
4. 総会および役員会、実行委員会を招集する。
5. 各委員会(指名委員会および監査委員会は除く)に出席して意見を述べることができる。
6. この会の資産を管理する。

第 28 条 会長補佐は次の職務を行う。

1. 役員会および実行委員会において、会長の運営を補佐する。
2. 会長からの指示のもと、役員会および実行委員会を招集する。
3. 各委員会に出席して意見を述べることができる。
4. 会長事故ある時はその職務を代行する。
5. PTA に関する業務の効率化を図る。

第 29 条 エリア副会長は次の職務を行う。

1. 地区における児童の補導、子ども会活動の育成指導にあたる。
2. 地区相互の連絡調整を図る。
3. 会長および会長補佐が不在の場合、その職務を代行する。

第 30 条 書記は次の職務を行う。

1. 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録通信、その他の書類を保管する。
3. 会長および会長補佐の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第 31 条 会計は次の職務を行う。

1. 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算案をたてる。
2. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
3. 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
4. 会計監査を受け、会員に報告する。

第 32 条 顧問は次の職務を行う。

1. 役員会の推薦により会長が委嘱する。
2. 役員会および実行委員会、各委員会に出席して意見を述べることができる。
3. PTA に関する業務の効率化を図る。

第 9 章 会計監査

第 33 条 この会の会計を監査するために会計監査委員会を置く。

会計監査委員は第 24 条に準じて選挙され就任する。

会計監査委員会には、2～3 名の委員を置く。

第 34 条 会計監査委員会は年 1 回以上この会の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。

第 35 条 会計監査は役員会および実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

第10章 総会

第36条 総会は全会員をもって構成されるこの会の最高決議機関である。

第37条 総会の定足数は全会員(世帯を単位とする)の6分の1とする。

決議は出席者の過半数同意を要する。

第38条 実行委員会が必要と認めた時、又は会員の6分の1以上の要求があった時は、会長は総会を招集する。

第39条 総会は年1回開催する。

第40条 この会の年間事業計画および予算の議決決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第11章 実行委員会

第41条 実行委員会はマネージメント会員より選出された役員、常置委員及び学校管理職などによって構成される。

第42条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 役員と協力し、本会の事業を推進する。
2. 総会に提出する議案を作成する。
3. その他規約ならびに総会の決議に従ってこの会の事務を処理する。

第43条 実行委員会は定例会を開くことを原則とする。

実行委員会の定足数は委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。緊急事態宣言下では開催を見合わせ役員のみで役員会を開催し話し合う。

第12章 常置委員会および特別委員会

第44条

この会の活動に必要な事項について、次の常置委員会を置く。

第45条 各常置委員会の任務は次のとおりとする。

1. 広報委員会
 - (1) 会員に対し活動状況を伝達する。
 - (2) 地域社会に対しこの会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
 - (3) この会と同じ目的をもつ団体、または機関との連携をはかる。
2. 保健・給食委員会
 - (1) 児童・生徒および会員の福利厚生や健康生活の向上をはかる。

- (2) 地域社会の保健衛生思想の向上につとめる。
- (3) 会員の健康増進をはかる。
- (4) 学校給食が十分な効果をあげるように協力する。
- (5) 家庭の食生活の改善につくす。

3. 体育・イベント委員会

- (1) 会員に対し活動状況を伝達する。
- (2) 地域の社会教育を盛んにするために協力する。
- (3) 学校行事（運動会・体育大会などにおいて）校内の美化の向上に努める。
- (4) 開催時には保護者証や PTA 会員 ID カードなどの確認を怠ることなく実施し防犯に努める。
- (5) 児童・生徒および会員のために、さまざまな企画・調整をおこなう。
- (6) 児童・生徒のスポーツ、レクリエーション活動を活発にする。
- (7) 学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。
- (8) 地域社会に貢献できるような企画・調整につとめる。

4. ベルマーク・リサイクル委員会

- (1) 学校生活の充実をはかるため、会員よりベルマークを集め、学校備品の補充に役立てる。
- (2) 児童・生徒と学校のためのリサイクル活動を実施する。
- (3) 回収した制服や物品の点検をおこなう。
- (4) 地域のリサイクルボランティア活動に協力する。

5. 安全交通委員会

- (1) 児童・生徒の交通安全をはかる。
- (2) 地域内の関係団体、機関が行う生徒指導に関係ある活動に協力する。
- (3) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡につとめる。
- (4) 地域社会の環境の改善につとめる。

6. 学級式典対策委員会

- (1) 児童・生徒および会員のために、さまざまな式典に関わる調整をおこなう。
- (2) 教育環境をより好ましくするようにつとめる。
- (3) PTA 会員の ID カードの発行を行う。
- (4) 地域内の関係団体、機関の行う生徒指導に関係ある活動に協力する。

第 46 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別委員会を設けることができる。

第13章 改正

第47条 この規約は総会において3分の2以上の賛成によって改正することができる。

但し、改正案は総会の少なくとも1週間前にその内容を全会員に知らせておかねばならない。

第14章 免除規定

第48条 PTA会長に就任したものは翌年度以降、全ての役職を免除される。但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

第49条 PTA会長候補が抽選で選出されることになった場合、以下の条件に当てはまる保護者は、PTA会長候補の選出から免除される。尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはならない。

1. 病気療養中もしくは妊娠中である
2. 家族に継続的な介護を要するものがある
3. 翌年度4月の時点で、幼稚園年少相当に満たない乳幼児がいる
4. ひとり親家庭
5. その他PTA会長が認めた場合

第50条 PTA会長以外の全ての役職の選出において、以下の条件にあてはまる保護者はその選出から免除される。但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはならない。

1. 病気療養中もしくは妊娠中である
2. 家族に継続的な介護を要するものがある
3. 翌年度4月の時点で、幼稚園年少相当に満たない乳幼児がいる
4. ひとり親家庭
5. その他PTA会長が認めた場合

第15章 生野未来学園PTAクラブ活動

第51条 生野未来学園PTAクラブ活動の規約は別紙に則ること。

第16章 生野未来学園PTA事務局

第52条 生野未来学園PTA事務局の規約は別紙に則ること。

生野未来学園 PTA 慶弔規定

令和 8 年 4 月 1 日

区分	項目	内容	金封
会員	弔事	本人及び配偶者死亡	5,000
		同居父母、・子死亡	3,000
	見舞	自宅の火災	5,000
		管理下での負傷入院 1 週間以上	5,000
教職員	弔事	本人及び配偶者死亡	5,000
		同居父母・子死亡	3,000
	見舞	自宅の火災	5,000
		公務による負傷・病気	5,000
児童・生徒	弔事	管理下の死亡	5,000
	見舞	管理下での負傷入院 1 週間以上	3,000

〈共通付則〉

1. この規定による審議とは、通常 PTA 役員会を指すが、後日実行委員会の承認を得る。
2. この規定以外に慶弔を必要とする時は、役員会で決定し、後日実行委員会で承認を得る。
3. この規定による慶弔に対しては、一切金品による返礼をしない。
4. この規定の改正は実行委員会による。

生野未来学園 PTA 個人情報取り扱い規定

- 第一条 この個人情報取り扱い規定は、義務教育学校生野未来学園 PTA 規約(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利、利益を保護するとともに本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 第二条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第三条 本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員および PTA 事務局とする。
- 第四条 本会は、個人情報を収取するとき、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。
- 第五条 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。
1. 会員名簿の作成
 2. 本会活動に関わる会務
- 第六条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
- 第七条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要がある場合
 4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第八条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- この規定は、改正の日から施行する。
- 第九条 この規定の改正は役員会にて行う。